

寒河江市選挙管理委員会告示第14号

最高裁判所裁判官国民審査法第52条（昭和22年法律136号）、同法施行令（昭和25年政令122号）第19条及び審査に付される最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程（昭和27年山形県選挙管理委員会告示第46号）第3条の規定により、令和8年2月8日執行の最高裁判所裁判官国民審査における氏名等の掲示場所について、次のとおり決定する。

令和8年1月27日

寒河江市選挙管理委員会
委員長 高橋 達也

掲示場所 各投票所の入口付近